

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課ほか

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の規定による諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意見の具申に関する事務を担当する岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会を設置し，岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保護審査会を廃止する。 2 岡山県消費者苦情処理委員会が担任する岡山県消費生活条例に定める消費者苦情に係るあっせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務を，岡山県消費生活懇談会が担任することとし，岡山県消費者苦情処理委員会を廃止する。 3 岡山県環境保全委員会が担任する岡山県環境基本条例の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務を，岡山県環境審議会が担任することとし，岡山県環境保全委員会を廃止する。 4 岡山県健康の森学園運営協議会を廃止する。 5 岡山県社会教育委員及び岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数を15人以内（現行20人）に改める。 6 その他規定の整備を行う。
改正理由	<p>改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき，簡素で効率的な行政システムを構築するため，その審議内容が類似する審議会の統廃合を行う等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例

(岡山県附属機関条例の一部改正)

第一条 岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「この条例」を「この条例及び他の条例」に、「外」を「ほか」に改める。

別表第一岡山県三木記念事業基金運営審議会の項の次に次のように加える。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会	岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の規定による諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意見の具申に関する事務
---------------------	---

別表第一岡山県行政情報公開制度運営審議会の項中「(平成八年岡山県条例第三号)」及び「(平成十四年岡山県条例第三号)」を削り、同表岡山県消費生活懇談会の項中「具申」の下に「並びに岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申」を加え、同表岡山県消費者苦情処理委員会の項及び岡山県環境保全委員会の項を削る。

(岡山県行政情報公開条例の一部改正)

第二条 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「岡山県行政情報公開審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。)」に改める。

第十八条中「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条第四項中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とし、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第二十四条 審査会の委員は、この条例に基づき職務上知ることができた秘密を漏らしてはならぬ

い。その職を退いた後も同様とする。

第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とし、第二十七条の二を第二十七条とする。

第三十四条中「(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)」を削る。

第三十六条中「第二十条第七項」を「第二十四条」に改める。

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」に、「第四十五条」を「第四十四条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

第三十六条第一項中「次条第四号」を「第三十七条第四号」に改める。

第三十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「第四十一条」を「第四十条」に、「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。)」に改める。

第三十八条中「第四十一条」を「第四十条」に改める。

「第四章 岡山県個人情報保護審査会」を「第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第四十条を削る。

第四十一条第四項中「第四十三条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、第四章中同条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第四十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四十五条を削り、第五章中第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四十七条の二を第四十七条とする。

第四十九条中「(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)」を削る。

第五十四条中「第四十条第七項」を「第四十四条」に改める。

(岡山県消費生活条例の一部改正)

第四条 岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「岡山県消費者苦情処理委員会（岡山県附属機関条例に基づく岡山県消費者苦情処理委員会をいう。第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項において「委員会」という。）」を削る。

第三十条（見出しを含む。）並びに第三十一条第一項及び第二項中「委員会」を「懇談会」に改める。

第三十四条中「及び第十八条第二項」を「第十八条第二項並びに第三十一条第一項及び第二項」に改める。

（岡山県環境基本条例の一部改正）

第五条 岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「岡山県環境保全委員会」を「岡山県環境審議会」に改める。

第十条第四項中「岡山県環境審議会」の下に「（第二十五条及び第二十七条において「審議会」という。）」を加える。

「第三章 岡山県環境保全委員会への提言」を「第三章 岡山県環境審議会への提言」に改める。

第二十五条中「岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県環境保全委員会（第二十七条において「委員会」という。）」を「審議会」に改める。

第二十七条中「委員会」を「審議会」に改める。

（岡山県健康の森学園条例の一部改正）

第六条 岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第十一条とし、第十三条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「（第十条関係）」を「（第九条関係）」に改める。

（岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正）

第七条 岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和二十四年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十名」を「十五名以内」に改める。

（岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例の一部改正）

第八条 岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例（昭和三十九年岡山県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「二十人」を「十五人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保護審査会の廃止並びに岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置）

2 この条例の施行前に岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは第一条の規定による改正後の岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。

（秘密保持義務に関する経過措置）

3 岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会の委員であつた者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、第二条及び第三条の規定の施行後も、なお従前の例による。

改正理由

改訂第三次岡山県行財政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政システムを構築するため、その審議内容が類似する審議会の統廃合を行う等所要の改正を行う必要がある。

<p>岡山県消費生活懇談会</p>	<p>消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申並びに岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号）に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務</p>	<p>略</p>
<p>岡山県消費生活懇談会</p>	<p>消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務</p>	<p>岡山県消費者苦情処理委員会</p>
<p>岡山県環境保全委員会</p>	<p>岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号）に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務</p>	<p>岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

岡山県附属機関条例新旧対照表（第一条関係）

		新		旧	
略	岡山県行政情報公開 制度運営審議会	岡山県行政情報公開 ・個人情報保護審査 会	岡山県三木記念事業 基金運営審議会	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県条例 第三号）及び岡山県個人 情報保護条例（平成十 四年岡山県条例第三号） の規定による諮問に係 る不服申立てについて の調査審議及び意見の 具申に関する事務	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県 条例第三号）の規定に よる行政情報の公開の 総合的な推進に関する 重要施策についての調 査審議及び意見の具申 並びに岡山県個人情報 保護条例の規定による 個人情報保護の保護に 関する重要施策につい ての調査審議及び意見 の具申に関する事務
	略	略	略	略	略
<p>（その他） 第四条 この条例及び他の条例に定めるもののほか、附属機関の運営、組織等に関し必要な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）</p>					
略	岡山県行政情報公開 制度運営審議会	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県 条例第三号）の規定に よる行政情報の公開の 総合的な推進に関する 重要施策についての調 査審議及び意見の具申 並びに岡山県個人情報 保護条例（平成十四 年岡山県条例第三号） の規定による個人情報 保護の保護に関する重 要施策についての調査 審議及び意見の具申に 関する事務	岡山県三木記念事業 基金運営審議会	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県 条例第三号）の規定に よる行政情報の公開の 総合的な推進に関する 重要施策についての調 査審議及び意見の具申 並びに岡山県個人情報 保護条例（平成十四 年岡山県条例第三号） の規定による個人情報 保護の保護に関する重 要施策についての調査 審議及び意見の具申に 関する事務	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県 条例第三号）の規定に よる行政情報の公開の 総合的な推進に関する 重要施策についての調 査審議及び意見の具申 並びに岡山県個人情報 保護条例（平成十四 年岡山県条例第三号） の規定による個人情報 保護の保護に関する重 要施策についての調査 審議及び意見の具申に 関する事務
	略	略	略	略	略
<p>（その他） 第四条 この条例に定めるものの外、附属機関の運営、組織等に関し必要な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）</p>					

(審査会の調査権限)

第二十條 1、3略

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(次条及び第二十二條第一項において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第二十一條、第二十三條略

(委員の秘密保持義務)

第二十四條 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第二十五條・第二十六條略

第二十七條 略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第三十四條 実施機関は、行政情報の公開を総合的に推進するための重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会(岡山県附属機関条例に基づき岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(罰則)

第三十六條 第二十四條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第二十一條 1、3略

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(次条及び第二十三條第一項において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第二十二條、第二十四條略

(委任)

第二十五條 第二十條から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第二十六條・第二十七條略

第二十七條の二 略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第三十四條 実施機関は、行政情報の公開を総合的に推進するための重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づき岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(罰則)

第三十六條 第二十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

岡山県行政情報公開条例新旧対照表（第二条関係）

新

旧

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは条例（次号及び第二十五条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 七略

（岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第十七条 開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一・二略

（諮問をした旨の通知）

第十八条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（第二十条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは条例（次号及び第二十六条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 七略

（行政情報公開審査会への諮問）

第十七条 開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一・二略

（諮問をした旨の通知）

第十八条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（第二十一条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

（岡山県行政情報公開審査会）

第二十条 第十七条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をするため、岡山県行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を具申することができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

(審査会の調査権限)

第四十条 1、3略
4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第四十二条第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第四十一条、第四十三条略

(委員の秘密保持義務)

第四十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四十五条・第四十六条略

第四十七条略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第四十九条 実施機関は、個人情報保護に関する重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第五十四条 第四十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十七条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をするため、岡山県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を具申することができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第四十一条 1、3略
4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第四十三条第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第四十二条、第四十四条略

(委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、知事が定める。

第四十六条・第四十七条略

第四十八条略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第四十九条 実施機関は、個人情報保護に関する重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第五十四条 第四十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

新

旧

目次

第一章 第三章略
 第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（第四十条）
 第五章 雑則（第四十四条）
 第六章 略（第四十五条―第五十条）

附則
 第六節 略（第四十五条―第五十条）

第三十六条 実施機関は、利用停止等請求があつた日から起算して三十日以内に、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の利用停止等をする旨又は利用停止等をしないう旨の決定（第三十七条第四号において「利用停止等の決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、第三十四条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2
 5 略

（岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問）
 第三十七条 開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に対する決定（第四十条において「開示請求等決定」という。）について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（岡山県

附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一 四略
 一 三略
 第三十八条 前条の規定により諮問をした処分又は審査庁（第四十条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会

目次

第一章 第三章略
 第四章 岡山県個人情報保護審査会（第四十条―第四十五条）
 第五章 雑則（第四十六条―第五十条）
 第六章 略

附則
 第六節 略（第四十六条―第五十条）

第三十六条 実施機関は、利用停止等請求があつた日から起算して三十日以内に、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の利用停止等をする旨又は利用停止等をしないう旨の決定（次条第四号において「利用停止等の決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、第三十四条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2
 5 略

（個人情報保護審査会への諮問）
 第三十七条 開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に対する決定（第四十一条において「開示請求等決定」という。）について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一 四略
 一 三略
 第三十八条 前条の規定により諮問をした処分又は審査庁（第四十一条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（設置）
 第四章 岡山県個人情報保護審査会